

秋田県労働委員会年報

平成29年度

(第53号)

秋田県労働委員会事務局

は し が き

この年報は、平成29年度に秋田県労働委員会が取り扱った事件等の処理状況や委員会の活動状況を収録したものです。

県内経済は、全体として持ち直しの動きが続いており、雇用情勢も高水準が続いておりますが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいることから、当県にあっては安定した雇用の場の確保や若者の県内定着が依然として大きな課題となっております。また、国が「一億総活躍社会」の実現に向けて掲げた「働き方改革」には、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の導入などが盛り込まれており、我が国の労働制度と働き方は大きく変わろうとしております。このような状況の中、労働委員会には、社会の重要なセーフティ・ネットとして、集団的労使紛争や個別労働関係紛争の公平かつ迅速な解決により、魅力的な職場環境の構築に向け寄与することが強く求められております。

当委員会が取り扱う事件は、件数から見ると落ち着いてきておりますが、その内容は複雑化し、解決に向け慎重な対応を必要とするものが増えております。これからも、先例や判例等の研究・研鑽に努めるとともに、法令に準拠し、的確に事件の解決を図り、健全な労使関係の確立に努力してまいりたいと考えております。今後とも、関係者の皆様からの御協力をお願いします。

この小冊子が、日頃労使関係に携わり、あるいは関心を寄せられている方々の御参考になれば幸いです。

平成30年5月

秋田県労働委員会

事務局長 菅 沼 和 也

目 次

第1章 労働委員会の組織	-----	1
第1節 秋田県労働委員会委員（第42期）	-----	1
第2節 秋田県労働委員会あっせん員候補者	-----	2
第3節 事務局職員	-----	3
第2章 活動状況	-----	5
第1節 会議	-----	5
1 総会	-----	5
2 公益委員会議	-----	11
3 連絡会議	-----	12
4 研修	-----	16
第2節 不当労働行為事件の審査	-----	17
第3節 不当労働行為事件の再審査	-----	33
第4節 行政訴訟	-----	33
第5節 労働組合の資格審査	-----	33
第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく認定・告示	---	34
第7節 労働争議の調整等	-----	36
1 調整事件	-----	36
2 公益事業の争議行為予告及び実情調査	-----	46
3 公益事業以外の労働争議の実情調査	-----	46
4 労調法第37条に基づく公益事業に係る争議行為の予告状況一覧表	-----	49
第8節 個別労働関係紛争のあっせん	-----	52
1 概要	-----	52
2 個別労働関係紛争のあっせん事件一覧表	-----	56
第9節 労働委員会活性化に向けた取組	-----	58

第 1 章 労働委員会の組織

第1章 労働委員会の組織

第1節 秋田県労働委員会委員（第42期）

(任期 平成28年12月1日～平成30年11月30日)

区分	氏名	現職	就任年月日	備考
公益委員	(会長) 湊 貴美男	弁護士	平成12年12月1日 34期～	
	(会長代理) 赤坂 薫	秋田弁護士会会長 弁護士	平成12年12月1日 34期～	
	嶋崎 真仁	秋田県立大学システム科学技術学部 准教授	平成20年12月1日 38期～	
	山本 隆弘	弁護士	平成24年12月1日 40期～	
	泉田 雅俊	公認会計士 税理士	平成26年12月1日 41期～	
労働者委員	黒崎 保樹	日本労働組合総連合会秋田県連合会 会長	平成24年2月6日 39期～	
	堀内 敏子	UAゼンセン秋田県支部 特別運営評議員	平成26年3月7日 40期～	
	澤田 宏	運輸労連秋田県連合会 執行委員長	平成27年12月1日 41期～	
	平泉 哲也	秋田県東北電力関連産業労働組合総連合 会長	平成28年2月1日 41期～	
	藤井 真悟	日本労働組合総連合会秋田県連合会 事務局長	平成28年8月5日 41期～	
使用者委員	脇 正雄	一般社団法人秋田県経営者協会 専務理事	平成29年7月6日 42期～	新任
	三浦 潔	秋田三菱自動車販売株式会社 代表取締役社長	平成14年12月1日 35期～	
	吉田 和枝	吉田興業株式会社 代表取締役社長	平成16年12月1日 36期～	
	倉部 稲穂	日本精機株式会社 代表取締役会長	平成22年12月1日 39期～	
	保坂 幸義	東北運輸株式会社 相談役	平成26年12月1日 41期～	

退任委員

区分	氏名	前職	退任年月日	備考
使	高野 力	一般社団法人秋田県経営者協会 専務理事	平成29年6月2日	

第2節 秋田県労働委員会あっせん員候補者

平成30年4月24日現在

氏名	現職	委嘱年月日	備考
湊 貴美男	公益委員	平成12年12月1日	会長
赤坂 薫	公益委員	平成12年12月1日	会長代理
嶋崎 真仁	公益委員	平成20年12月1日	
山本 隆弘	公益委員	平成24年12月3日	
泉田 雅俊	公益委員	平成26年12月1日	
黒崎 保樹	労働者委員	平成24年2月28日	
堀内 敏子	労働者委員	平成26年3月25日	
澤田 宏	労働者委員	平成27年12月15日	
平泉 哲也	労働者委員	平成28年2月23日	
藤井 真悟	労働者委員	平成28年8月23日	
脇 正雄	使用者委員	平成29年7月25日	
三浦 潔	使用者委員	平成14年12月1日	
吉田 和枝	使用者委員	平成16年12月1日	
倉部 稲穂	使用者委員	平成22年12月7日	
保坂 幸義	使用者委員	平成26年12月1日	
菅 沼和也	事務局 長	平成30年4月24日	
片村 有希	審査調整課 長	平成30年4月24日	

解任あっせん員

氏名	前職	解任年月日	備考
高野 力	使用者委員	平成29年7月25日	
平川 祐作	事務局 長	平成30年4月24日	
加藤 仁悦	審査調整課 長	平成30年4月24日	

第3節 事務局職員

平成30年4月1日現在

班名	職名	氏名	発令年月日	備考
事務局長		菅 沼 和 也	平成30年4月1日	生活環境部次長から
審査調整課長		片 村 有 希	平成30年4月1日	総務課政策監から
審査班	主幹（兼）班長	山 口 卓	平成25年4月1日	調整班から (平成30年4月1日)
	副主幹	田 村 知 巳	平成29年4月1日	
	主査	内 藤 麻衣子	平成27年4月1日	
調整班	主幹（兼）班長	藤 井 浩	平成30年4月1日	監査委員事務局主幹から
	副主幹	柴 田 淳	平成28年4月1日	
	副主幹	藤 原 由 佳	平成27年4月1日	

転出者

職名	氏名	転出年月日	備考
事務局長	平 川 祐 作	平成30年4月1日	出納局次長へ
審査調整課長	加 藤 仁 悦	平成30年4月1日	監査委員事務局 首席監査監へ
審査班 主幹（兼）班長	小 松 雅 利	平成30年4月1日	監査委員事務局主幹へ

第2章 活動状況

第2章 活動状況

第1節 会議

1 総会

回	年 月 日	付 議 事 項 等
定 例 1024	29. 4. 25	(1) 付議事項 ① あっせん員候補者の委嘱及び解任について (2) 報告事項 ① 集団労働関係紛争あっせん事件の終結について ・平成29年(調)第1号事件 ② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ③ 春闘全自交交渉状況について (3) その他 ① 平成29年度研修計画について ② 秋田県労働委員会あっせん員候補者名簿について
定 例 1025	29. 5. 23	(1) 報告事項 ① 不当労働行為救済申立事件の新規係属について ・平成29年(不)第1号事件 ② 個別労働関係紛争あっせん事件の申請について ・平成29年(個)第2号事件 ③ 公益委員会議の開催について ④ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ⑤ 春闘全自交交渉状況について ⑥ 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会運営委員会について

回	年月日	付 議 事 項 等
定 例 1026	29. 6. 27	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不当労働行為救済申立事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(不)第1号事件 ② 個別労働関係紛争あっせん事件の終結について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(個)第2号事件 ③ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ④ 春闘全自交交渉状況について ⑤ 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について ⑥ 平成29年度全国労働委員会会長連絡会議について ⑦ 6月議会における質疑応答について
定 例 1027	29. 7. 25	<p>(1) 付議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① あっせん員候補者の委嘱及び解任について <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不当労働行為救済申立事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(不)第1号事件 ② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ③ 春闘全自交交渉状況について ④ 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会について ⑤ 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催について <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 秋田県労働委員会あっせん員候補者名簿について

回	年月日	付 議 事 項 等
定 例 1028	29. 8. 22	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個別労働関係紛争あっせん事件の申請について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(調)第3号事件 ② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ③ 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研修委員会からのお知らせ ② 個別労働紛争処理制度周知月間における街頭宣伝について
定 例 1029	29. 9. 26	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不当労働行為救済申立事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(不)第1号事件 ② 集団労働関係紛争あっせん事件の申請について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(調)第2号事件 ③ 個別労働関係紛争あっせん事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(調)第3号事件 ④ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ⑤ 平成29年度東北地区労使関係セミナーについて ⑥ 9月議会及び決算審査における質疑応答について <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 街頭宣伝(10月4日)に関する諸連絡について

回	年月日	付 議 事 項 等
定 例 1030	29.10.24	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不当労働行為救済申立事件の新規係属について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(不)第2号事件 ② 不当労働行為救済申立事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(不)第1号事件 ③ 集団労働関係紛争あっせん事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(調)第2号事件 ④ 個別労働関係紛争あっせん事件の終結について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(個)第3号事件 ⑤ 公益委員会議の開催について ⑥ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について
定 例 1031	29.11.28	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不当労働行為救済申立事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(不)第2号事件 ② 集団労働関係紛争あっせん事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(調)第2号事件 ③ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ④ 第72回全国労働委員会連絡協議会総会について ⑤ 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について

回	年月日	付 議 事 項 等
定 例 1032	29. 12. 19	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 集団労働関係紛争あっせん事件の終結について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(調)第2号事件 ② 公益委員会議の開催について ③ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ④ 決算特別委員会及び12月議会における質疑応答について <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第73回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について
定 例 1033	30. 1. 23	<p>(1) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第73回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不当労働行為救済申立事件の終結について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(不)第1号事件 ② 不当労働行為救済申立事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(不)第2号事件 ③ 集団労働関係紛争あっせん事件の申請について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(調)第3号事件 ④ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について

回	年月日	付 議 事 項 等
定 例 1034	30. 2. 27	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不当労働行為救済申立事件の新規係属について <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年(不)第1号事件 ② 不当労働行為救済申立事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(不)第2号事件 ③ 集団労働関係紛争あっせん事件の終結について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(調)第3号事件 ④ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ⑤ 平成30年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成30年度諸会議の日程と出席委員について ② 平成30年度総会の日程(案)について
定 例 1035	30. 3. 27	<p>(1) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成30年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」に係る議題について ② 平成30年度総会の日程(案)について <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不当労働行為救済申立事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年(不)第2号事件 ② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ③ 2月議会における質疑応答について <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成30年度諸会議の日程と出席委員について ② 研修委員会委員について ③ 平成30年度個別労働紛争処理制度周知月間の取組について ④ 事務局職員の異動について

2 公益委員会議

回	年月日	審 議 事 項
662	29. 5. 23	(1)付議事項 労働組合の資格審査（不当労働行為救済申立）について ・秋労委平成29年（資審）第1号 ・秋労委平成29年（資審）第2号
663	29. 10. 24	(1)付議事項 労働組合の資格審査（不当労働行為救済申立）について ・秋労委平成29年（資審）第3号
664	29. 11. 28	(1)参与委員意見聴取 (2)付議事項 不当労働行為救済申立てに係る労働組合の資格審査について ・秋労委平成29年（資審）第1号 ・秋労委平成29年（資審）第2号 (3)合議 ・秋労委平成29年（不）第1号事件
665	29. 12. 19	(1)合議 ・秋労委平成29年（不）第1号事件
666	30. 3. 27	付議事項 (1)労働組合の資格審査（不当労働行為救済申立）について ・秋労委平成30年（資審）第1号 (2)救済命令（秋労委平成29年（不）第1号事件）の確定に伴う 今後の対応について

3 連絡会議

○ 全国会議開催状況

(1) 第72回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日	平成29年11月16日（木）～17日（金）
場 所	東京都中野区「中野サンプラザ」
議 事	厚生労働大臣挨拶、運営委員長報告、事務局長報告
議 題	① 労働委員会の活性化について —経験の交流— ② パワハラを原因とするあっせん申請への対応状況について —経験と見解の交流— ③ 審査事件に不慣れな当事者への調査・審問での審査指揮について —経験と見解の交流—
講 演	演題：「積極的労使自治の道筋」 講師：前中央労働委員会会長代理 仁田 道夫 氏

(2) 全国労働委員会会長連絡会議

期 日	平成29年6月2日（金）
場 所	兵庫県神戸市「ANAクラウンプラザホテル神戸」
議題懇談	働き方改革の推進が今後の労働関係におよぼす影響について

(3) 全国労働委員会事務局長連絡会議

期 日	平成29年6月1日（木）
場 所	兵庫県神戸市「ANAクラウンプラザホテル神戸」
議 題	① 審査概況等について ② 調整事件等の概況について ③ 平成29年度公労使委員合同研修について ④ 平成29年度公労使個別紛争専門研修について ⑤ 議題懇談「事務局職員の養成等、労働委員会事務局が抱える課題の共有と解決にむけて」

(4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- 期 日 平成29年11月21日（火）
- 場 所 東京都港区「労働委員会会館」
- 議 題
- ① 調整業務の運営について
 - ② 都道府県労働委員会等からの事例報告
 - ・労働争議調整事件における事例
 - ・個別労働紛争事件における事例
 - ③ 都道府県労働委員会からの業務報告

(5) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- 期 日 平成29年11月22日（水）
- 場 所 東京都港区「労働委員会会館」
- 議 題
- ① 組合資格審査に係る事例発表
 - ② 不当労働行為事件の審査における情報セキュリティ対策と文書管理

○ ブロック会議開催状況

(1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

期 日	平成29年5月25日（木）～26日（金）
場 所	宮城県仙台市「ハーネル仙台」
議 題	① 第72回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について ② 平成28年取扱事件とその傾向及び特異事件について ③ 平成28年度決算について ④ 平成29年度予算（案）について ⑤ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任について ⑥ 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について ⑦ 平成30年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について
研修課題	① 複数事件に係属している当事者における懲戒処分の不当労働行為性について ② 毎年同じ内容の調整事項であっせん申請がなされ、仲裁申請もなされた場合の対応について

(2) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

期 日	平成29年10月26日（木）～27日（金）
場 所	山形県山形市「山形グランドホテル」
講 演	「『働き方改革』と今後の労働法制」 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 (中央労働委員会公益委員) 森戸 英幸 氏
研修課題	① 不当労働行為救済申立事件における参与委員の活動の範囲及びその在り方について ② 有期契約労働者の無期契約労働者への転換に伴い想定される賃金格差を巡るあっせんの在り方について

(3) 北海道・東北六県労働委員会事務局長連絡会議

期 日	平成29年5月25日（木）
場 所	宮城県仙台市「ハーネル仙台」
議 題	第72回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について
情報提供	平成29年度全国労働委員会事務局長連絡会議における議題懇談での発言について

(4) 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議

期 日 平成29年8月24日(木)～25日(金)

場 所 青森県青森市「青森県観光物産館アスパム」

議 題 ① 北海道・東北六県労働委員会事務局長連絡会議の開催方法の見直しについて

② 諸会議への的確な対応(合理化)について

研修議題(1) ① 被申立人が調査に出席しない意向を表明した場合における審査事務について

② 不当労働行為事件において、被申立人が審査手続きへの参加を拒否した事例の有無及びその場合の被申立人への対応について

③ 不当労働行為事件について、中央労働委員会に再審査申立てがなされた場合における救済命令の履行確認について

④ 不当労働行為救済申立てにおいて求めている事項を和解内容とすることについて

⑤ 個別労働関係紛争あっせん事件の事務局による事前調査の方法等について

⑥ 県外の派遣会社に雇用され、県内の会社に派遣されている労働者から個別労使紛争のあっせんの申請があった場合の対応について

⑦ 貴道県外に所在する事業所で生じた労使紛争や貴道県外に転出した労働者からの個別労働関係紛争あっせん申請への対応について

⑧ 個別労使紛争のあっせんの迅速性の確保について

⑨ 事業所が反社会的勢力または反社会的勢力と疑われる場合のあっせん申請について

⑩ 個別あっせんにおける補佐人及び代理人の取扱いについて

⑪ 労働協約の一部解約について

研修議題(2) ① 公益委員会議の議事録の作成について

② 組合資格審査の取扱いについて

③ 労働組合の資格要件(自主性の要件)について

④ 労働争議及び個別労使紛争に係る相談等の時間外対応について

⑤ 県民からのメールによる労働相談への対応等について

⑥ カウンセリング的に労働相談会を利用する者への対応について

4 研修

○ 委員研修

(1) 公労使委員合同研修

期 日 平成29年9月7日(木)～8日(金)
場 所 東京都中野区「中野サンプラザ」外

(2) 公労使委員個別紛争専門研修

期 日 平成29年12月4日(木)～5日(金)
場 所 東京都中野区「中野サンプラザ」

(3) 労使関係セミナー

期 日 平成29年9月22日(金)
場 所 山形県山形市「山形市保健センター」
基調講演 「無期・有期契約労働者間の労働条件格差と労働契約法20条の適用を
めぐる諸問題」
講 師 奥山 明良 氏
(中央労働委員会地方調整委員、成城大学法学部教授)
パネルディスカッション
テーマ「紛争解決事例の検討」

○ 事務局職員研修

(1) 事務局職員中央研修

期 日 平成29年6月12日(月)～14日(水)
場 所 東京都港区「労働委員会会館」

(2) 事務局職員個別紛争専門研修

期 日 平成29年7月3日(月)～5日(水)
場 所 東京都港区「労働委員会会館」

第2節 不当労働行為事件の審査

1 概要

平成29年度に係属した不当労働行為事件は3件で、全て新規申立であった。

(1) 取扱状況

第1表 年度別不当労働行為事件取扱件数

(単位：件、%)

区分 年度	係属件数			終 結 件 数											繰 越		
	繰 越	新 規	計	取 下 ・ 和 解				命 令 ・ 決 定				(イ)					
				取 下	無 関 与 和 解	関 与 和 解	計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	計	(ア) 救 済 率	終 結 計		終 結 率	
25																	
26		1	1														1
27	1	1	2			2	2							2	100		
28																	
29		3	3					1				1	100	1	33		2
計	—	5	—			2	2	1				1	100	3	—		—

(注)

$$(ア) 救済率 = \frac{\text{全部救済} + \text{一部救済} \times 0.5}{\text{命令・決定}} \times 100$$

$$(イ) 終結率 = \frac{\text{終結件数}}{\text{係属件数}} \times 100$$

(2) 申立状況

平成25～29年度に係属した新規申立て事件の産業別・企業規模別の状況は、次のとおりである。

第2表 年度別業種別件数

(単位：件)

業種 年度	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	医 療 ・ 福 祉 社	教 育 ・ 学 習 支 援 業	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計	
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	そ の 他											
25																							
26											1												1
27																1							1
28																							
29											1		1						1				3
計											2		1			1		1					5

第3表 年度別企業規模別申立件数

(単位：件)

区分 年度	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人 以 上	計
25						
26	1					1
27	1					1
28						
29	2		1			3
計	4		1			5

(3) 審査状況

平成29年度に係属した事件の審査状況は、次のとおりである。

第4表 事件別審査状況一覧表

(単位：回、人)

事件番号	事件名(業種)	調査回数	審問回数	証人等数 (延べ)	備考
29(不)1	Y事件 (運輸業<道路貨物>)	2	1	1	終結
29(不)2	A事件 (サービス業)	4	0	0	係属中
30(不)1	C事件 (不動産業)	0	0	0	係属中
	計	6	1	1	

(4) 終結状況及び審査の期間の目標の達成状況

平成29年度に終結した事件は1件で、全部救済命令により終結した。

なお、当労働委員会では、平成17年から審査期間の目標を設定しているが(当初は1年6ヶ月、現在は1年)、次のとおり目標を達成している。

第5表 終結事件一覧表

事件番号	事件名(業種)	申立日	終結日	所要日数	終結区分
29(不)1	Y事件(運輸業<道路貨物>)	29.4.28	29.12.25	242日	全部救済

第6表 年度別平均処理日数

(単位：日)

区分 年度	内 訳				総平均
	命令・決定	和 解 ・ 取 下			
		取 下	関与和解	無 関 与 和 解	
25					
26					
27			(2) 460		(2) 230
28					
29	(1) 242				(1) 242

(注) () は終結件数

2 不当労働行為事件の概要

不当労働行為事件一覧表

事件番号	事件名 (業種)	申立人	被申立人	申立年月日	請求する救済の内容
平成29年 1	Y不当労働行為救済申立事件 (運輸業<道路貨物>)	・(X1労働組合) X2支部 ・(X1労働組合X2支部) X3分会	Y会社	29. 4. 28	1 団交応諾 2 文書交付及び文書掲示
平成29年 2	A不当労働行為救済申立事件 (サービス業)	B労働組合	A法人	29. 9. 28	1 バックペイ 2 不利益取扱いの撤回 3 団交応諾 4 文書掲示
平成30年 1	C不当労働行為救済申立事件 (不動産業)	D労働組合	C会社	30. 2. 21	1 団交応諾 2 文書掲示

申立概要 (労働組合法第7条該当号)	調査	審問	終結概要			審査委員	備考
			年月日	処理日数	内容	参与委員	
・被申立人は、正当な理由なく団体交渉を拒否 (2)	2	1	29.12.25	242	全部救済	湊山本	
						平泉倉部	
・被申立人は、組合役員であることを理由に、昇格において不利益な取扱いをした。 ・上記の未昇格とした理由等について、団体交渉において明らかにしないことは不誠実な団体交渉である。 (1、2)	4	—	—	—	係属中	古谷泉田	
						黒崎三浦	
・被申立人は、正当な理由なく団体交渉を拒否 (2)	—	—	—	—	係属中	山本嶋崎	
						堀内吉田	



命 令 書

申 立 人 秋田県秋田市
X 1 労働組合 X 2 支部
執行委員長 A 1

申 立 人 秋田県能代市
X 1 労働組合 X 2 支部
X 3 分会
執行委員長 A 2

被 申 立 人 秋田県能代市
Y 会社
代表取締役 B

上記当事者間の秋労委平成29年(不)第1号 Y 会社不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成29年12月19日第665回公益委員会議において、会長公益委員湊貴美男、公益委員古谷薫、同嶋崎真仁、同山本隆弘及び同泉田雅俊が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人が平成29年1月18日付け要求書で申し入れた団体交渉を、正当な理由がなく拒否してはならず、速やかに、かつ、誠実に団体交渉に応じなければならない。

- 2 被申立人は、本命令書写しの交付の日から10日以内に、下記の文書を申立人に手交しなければならない。

記

平成 年 月 日 (手交する日を記入すること)
X 1 労働組合 X 2 支部 執行委員長 A 1 様
X 1 労働組合 X 2 支部 X 3 分会 執行委員長 A 2 様
Y 会社 代表取締役 B 印
当社が、貴組合から平成29年1月18日付け要求書で申し入れられた団体交渉に応じなかったことが、秋田県労働委員会によって労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為と認定されました。 今後、このような行為を繰り返さないようにします。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、申立人 X 1 労働組合 X 2 支部（以下「X 2 支部」という。）及び申立人 X 1 労働組合

X2 支部 X3 分会（以下「X3分会」といい、「X2支部」と合わせて「組合」という。）が、被申立人 Y 会社（以下「会社」という。）に対し、平成29年1月18日付け要求書で団体交渉を申し入れたところ、会社がこれに応じなかったことが、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、救済申立てのあった事案である。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) 会社は、組合が平成29年1月18日付け要求書で申し入れた団体交渉に、速やかに、かつ、誠実に応ずること。
- (2) (1)の団体交渉申し入れに会社が応じないことが不当労働行為と認定されたこと及び再びこのような行為を繰り返さないことを記載した文書の手交及び会社施設内への掲示

3 本件の争点

組合の平成29年1月18日付け要求書による申し入れ（以下「本件団体交渉申し入れ」という。）に対して、団体交渉に応じない会社の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するか否か。

第2 当事者の主張の要旨

1 組合

本件団体交渉申し入れに応じない会社の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

2 会社

会社は、答弁書、主張書面等を提出せず、本件に関する主張及び立証を全く行っていない。

第3 認定した事実

1 当事者

(1) 組合

X2 支部は、X1 労働組合の下部組織である県本部を構成する支部の一つである。

X3分会は、会社に勤務する労働者及び会社の関連会社に勤務する労働者で組織する労働組合であり、本件救済申立時における組合員数は6名である。

【甲2、 A1 証言・第1回審問調書第1回審問速記録4～6頁、18頁】

(2) 会社

会社は、一般貨物自動車運送事業、砂、砂利及び土石の採取並びに販売、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬等を営む有限会社であり、能代市に本社を置き、資本金は1,000万円である。

【申立書添付書類の履歴事項全部証明書】

2 X3分会結成後の不当労働行為救済申立てと和解

X3分会は、平成26年4月2日に結成され、同月4日に会社に対して労働組合を結成した旨の通告をしたが、その直後から会社による不当労働行為が続き、組合員が脱退、減少したとして、組合は同年6月17日、当委員会に不当労働行為救済申立てを行った。

平成27年5月26日、組合と会社は、当委員会の関与により、円満に和解することに合意し、「会社が労働組合法を遵守し、従業員が行う正当な組合活動を保障すること。」等を内容とする協定書を締結するとともに、会社は、組合に対して、労働組合法に違反したことを認めた謝罪文を交付した。

【甲2、 A1 証言・第1回審問調書第1回審問速記録4～6頁、当委員会に顕著な事実】

3 本件申立てに至るまでの経緯

- (1) 平成28年5月13日、組合は、会社に対し、要求書を郵送するとともに、ファクシミリにより送信し、要求事項について文書で1週間以内に回答することを求め、団体交渉を行うよう要求した。

【甲2、甲3、 A1 証言・第1回審問調書第1回審問速記録6～8頁】

- (2) 同年6月11日、上記5月13日付け要求書に係る団体交渉が、会社の関連会社である C 会社の事務室において行われた。組合側の出席者は、X2 支部執行委員長 A1 (以下「A1委員長」という。)

他2名の組合員であり、会社側の出席者は、代表取締役 B（以下「社長」という。）であった。

それぞれの要求事項に対する社長の回答は、概ね次のとおりであった。

「就業規則を全社員に配布するか、自由に閲覧できるようにすること。」等の要求事項について、社長は、「あるかわからない。就業規則の配布など世間でやっていないようなことはやれない。」などと発言した。

「過積載運行、スピード超過の運行は絶対に強制しないこと。」等の要求事項について、社長は、「強制したことはない。世間の常識でいく。気に入らなければやめていけばいい。このバカ野郎。」などと発言した。

「適正な賃金の計算を行い、支払うこと。」との要求事項について、社長は、「オレのやり方に合わなければ、やめていけばいい。」などと発言した。

【甲2、甲3、 A1 証言・第1回審問調書第1回審問速記録8頁】

- (3) 同年7月7日、組合は、会社に対し、要求書を郵送するとともに、ファクシミリにより送信し、同月16日、23日、30日のいずれかの日の就業時間終了後の午後5時30分から団体交渉を行うよう要求したが、団体交渉は行われなかった。

【甲2、甲4、 A1 証言・第1回審問調書第1回審問速記録8～9頁】

- (4) 同月28日、組合は、会社に対し、要求書を郵送するとともに、ファクシミリにより送信し、同年8月1日、2日、3日、8日、10日のいずれかの日の就業時間終了後の午後5時30分から団体交渉を行うよう要求した。

【甲2、甲5、 A1 証言・第1回審問調書第1回審問速記録9頁】

- (5) 同年9月12日、上記7月28日付け要求書に係る団体交渉が、会社の関連会社である C 会社の事務室において行われた。組合側の出席者は、A1委員長他3名の組合員であり、会社側の出席者は、社長であった。しかし、4項目のうち、最初の要求事項である「1. 特定の工事現場への配達1回分及び砂揚げ1回分の賃金が、7月1日にさかのぼって下げられたことは、一方的な不利益変更にあたるため、変更前の賃金の計算に戻すこと。」等について、社長は、「運転手の面倒を見てやっている。オレのやり方に合わなかったらやめていけばいい。会社を悪く言う人はいないよ。給料は

地域のまわりに合わせている。オレはオレのやり方でやる。下がってない。予定があるので交渉はやめる。」などと回答し、一方的に退席した。

【甲 2、甲 5、 A 1 証言・第 1 回審問調書第 1 回審問速記録 9～10 頁】

- (6) 同年 1 月 15 日、組合は、会社に対し、要求書を郵送するとともに、ファクシミリにより送信し、同月 21 日から 26 日までの間のいずれかの日の就業時間終了後の午後 5 時 30 分から団体交渉を行うよう要求したが、団体交渉は行われなかった。

【甲 2、甲 6、 A 1 証言・第 1 回審問調書第 1 回審問速記録 10 頁】

- (7) 翌 16 日、社長は、A 1 委員長に電話をし、「なんで吹けば飛ぶような会社に嫌がらせをするんだ。同じ地域の他の会社には出していないだろう。運転手をどれだけ面倒を見てやっているかわからないのか。仕事がヒマになったら、時間どおりに来ない。いやならやめていけ。出る所に出て、A 1 が会社をつぶせと言っていると証言してやる。」などと言って、一方的に電話を切った。

【甲 2、 A 1 証言・第 1 回審問調書第 1 回審問速記録 10～11 頁】

- (8) 同月 26 日、A 1 委員長が社長に電話をしたところ、社長は、「組合と交渉はやらない。一人ひとりとならやる。運転手は会社に入るときに頼むと言ってきている。オレのやり方が気に入らなければ、やめていけばいい。他の会社と組合はやってくれ。なんで Y だけにやってくる。会合で一緒の社長が、集まれば、『組合にやられるなんてバカ野郎』と言われる。オレの指示に従えないのなら、やめていけばいい。会社つぶすよ。話し合いが嫌なの。なんでオレがたたかれるのか。運転手に聞けば、文句がないと言う。団体交渉は嫌なの。オレの言うとおりにやれなければ、やめていけばいい。この地域はみんな好きなようにやっている。なんでオレのところだけ狙われるのか。」などと発言した。

【甲 2、 A 1 証言・第 1 回審問調書第 1 回審問速記録 10～11 頁】

- (9) 平成 29 年 1 月 18 日、組合は、会社に対し、要求書を郵送するとともに、

ファクシミリにより送信し、同月21日から31日までの間のいずれかの日（ただし、同月25日、26日、28日、29日、30日を除く。）の就業時間終了後の午後5時30分から団体交渉を行うよう要求した。

これに対し、直ちに社長からA1委員長に電話があり、「団体交渉をやる気はない。日程を見なければわからない。組合があんまり言う会社をつぶす。団体交渉は基本的にはやりたくない。あなた方の好きなようにしてくれ。いやならやめていってください。会社に合わなければやめてくれということは仕方ない。荷物はちゃんと積んでくださいと言っている。オレのやり方が気に入らなければ、やめればいい。ダンプはみんな庸車にしてもいい。要求書に書かれたものを見て、返事をする。」などと発言した。

なお、この要求書の要求事項は別紙のとおりであった。

【甲1、甲2、 A1 証言・第1回審問調書第1回審問速記録12～13頁】

(10) 平成29年2月2日、社長から連絡がないため、A1委員長が社長に電話をしたところ、社長は、「好きなようにしてくれ。仕事がないので交渉する心境にならない。もう少し待ってくれ。」と発言した。

【甲2、 A1 証言・第1回審問調書第1回審問速記録13～14頁】

(11) 同月23日、依然として社長から連絡がないため、A1委員長が社長に、今後の団体交渉の開催見込みについて電話をしたところ、次のようなやりとりがあった。

A1委員長「団体交渉の日程だが、3月4日はどうか。」

社長「運転手はやれと言っているのか。金払っているのに何で文句があるのか。裁判でも弁護士でも警察でもどこでも、好きなようにしてくれ。出頭します。逃げも隠れもしない。」

A1委員長「それは交渉しないということですか。」

社長「しない。好きなようにしろ。」と発言し、一方的に電話を切った。

【甲2、 A1 証言・第1回審問調書第1回審問速記録13～14頁】

(12) 同年3月10日、組合は、「誠実な団体交渉」をあっせん事項として当委員会に労働争議のあっせん申請を行った。このあっせん申請は、会社のあっ

せん不参加によって、同年4月11日に打ち切りとなった。

【甲7、甲8、 A1 証言・第1回審問調書第1回審問速記録14頁、
当委員会に顕著な事実】

(13) 組合は、同月28日、当委員会に対して、本件申立てを行った。

【当委員会に顕著な事実】

4 会社の不出頭等について

本件審査に当たり当委員会は、会社に対し申立てに対する答弁書の提出を求め、調査期日及び審問期日に出頭するよう文書で通知した上、更に電話やファクシミリで連絡したが、会社は一切応じようとしなかった。当委員会が送付した郵便物も、全て返戻された。結局、会社は、本件審査において、答弁書、準備書面等を一切提出せず、調査及び審問にも出頭しなかったため、会社不出頭のまま審査を終結せざるを得なかった。

【審査の全趣旨】

第4 当委員会の判断

1 本件団体交渉申し入れに対する会社の対応

本件団体交渉申し入れに係る要求事項（別紙）は、賃金や労働時間に関するものなど、いずれも基本的な労働条件に関わるものであり、いわゆる義務的団体交渉事項に該当することは明らかであるから、会社はこれらについて誠実に交渉に応じなければならないものである。

しかしながら、申し入れに対する会社の対応を見ると、社長は、A1委員長に対し、平成29年1月18日には「団体交渉をやる気はない。」と発言（前記第3の3(9)）し、同年2月23日には「(交渉は)しない。好きなようにしろ。」と発言（前記第3の3(11)）するなど、団体交渉を行う考えがないことをたびたび明らかにしており、実際、同年1月18日付け要求書の提出から結審時まで、団体交渉は行われていないことから、会社は団体交渉を拒否していることが認められる。

2 本件団体交渉拒否の理由について

会社は、本件審査に出頭せず、何ら主張していないため、本件団体交渉拒否

の理由は、必ずしも明らかではない。しかし、前記第3の3(1)～(8)のとおり、組合が提出した一連の要求書に対する会社の対応を見ると、本件団体交渉申し入れ前には、団体交渉を二度行っているものの、社長は一方的な発言に終始し、およそ交渉をする意思がないことが窺える。

こうした経緯から、基本的に社長には、組合を著しく嫌悪し、組合の存在を無視しようとする姿勢が顕著に認められ、他方、団体交渉を行えない特段の具体的理由は認められない。

これらのことから、会社が、団体交渉を拒否したのは、こうした社長の基本的姿勢に基づくものと考えざるを得ない。

もっとも、社長は、平成29年1月18日には「日程を見なければわからない。要求書に書かれたものを見て、返事をする。」と発言（前記第3の3(9)）し、同年2月2日には、「仕事がないので、交渉する心境にならない。もう少し待ってくれ。」と発言（前記第3の3(10)）しており、これらは団体交渉の延期を求めたものとする余地がないわけではないが、「(交渉は)しない。好きなようにしろ。」との発言（前記第3の3(11)）や、これまでの組合を嫌悪する基本的姿勢に鑑みると、もとより団体交渉を行う考えはなく、いたずらにその引き延ばしを図ったに過ぎないと考えるのが相当である。

3 本件団体交渉拒否の理由の正当性について

上記のとおり、本件団体交渉拒否は、会社の組合を嫌悪し、かつ、無視する姿勢に起因しているものであって、何ら具体的理由は認められないことから、正当な理由がないことは明らかである。

4 不当労働行為の成否

以上のとおり、本件団体交渉申し入れに対する会社の対応は、正当な理由がなく団体交渉を拒否したものであって、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

5 救済方法について

組合は、文書の掲示も求めているが、本件の救済としては主文第2項をもって足りると考える。

第5 結論

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

平成29年12月19日

秋田県労働委員会

会 長 湊 貴美男

(別紙)

平成29年1月18日付け要求書の要求事項

- 1 就業規則を全社員に配布し、労働者に就業規則を周知させること。あわせて就業規則に含まれる賃金規定、退職金規定についても同様に行うこと。
- 2 就業規則によれば会社は1年単位の変形労働時間制を採用していることになっていますが、労働基準監督署に届け出た労使協定書を周知すること。
- 3 退職金の支給基準が会社在籍3年から5年に一方的に改定されましたが、不利益変更にあたるので、元の支給基準である3年在籍に戻すこと。
- 4 現行賃金の一方的な引き下げを行わないこと。積荷の届け先や常用仕事など、配車の違いによる賃金の枠組みについて協議・合意し、適正な賃金を支払うこと。そのためには、まず給与明細書の内容を説明すること。また、冬場は道路事情により運搬回数が制限されるので、賃金の最低保障制度を設け安心して走行できる環境を作ること。
- 5 有給休暇で休んだ際に支払われる通常の賃金額について協議し、合意すること。
- 6 交通安全を実現するために、運行管理を適正に行うこと。とりわけ過積載運行、スピード超過の運行は絶対に強制しないこと。このことは、プラントのオペレーターにも徹底すること。
- 7 組合員に対して「おれのやり方がいやならやめていってもいい」などと発言することは、パワーハラスメントであり、不当労働行為であるから、一切同様の言動を行わないこと。これは、一昨年5月に秋田県労働委員会で和解した内容にも反します。

第3節 不当労働行為事件の再審査

1 概要

平成29年度に再審査事件として中央労働委員会に係属した事件はなかった。

第4節 行政訴訟

1 概要

平成29年度に行政訴訟事件として裁判所に係属したものはなかった。

第5節 労働組合の資格審査

1 概要

平成29年度に係属した資格審査は、新規申請が4件であった。

いずれも不当労働行為救済申立てに係るものであり、2件が適合決定により終結し、2件が次年度に繰越となった。

第1表 年度別労働組合資格審査状況

(単位：件)

区分 年度	係属			終結				繰越	補正勧告
	繰越	新規	計	取下 打切	適合	不適合	計		
25		2	2		2		2		
26		4	4		2		2	2	
27	2	5	7	3	4		7		
28		4	4		4		4		
29		4	4		2		2	2	

第2表 年度別係属理由別審査状況

(単位：件)

区分 年度	委員推薦		不当労働行為		法人登記		総会決議		合計	
	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合
25	2	2							2	2
26	2	2	2						4	2
27	4	4	3						7	4
28	4	4							4	4
29			4	2					4	2

2 労働組合資格審査取扱一覧表

資格審査番号	申請年月日	申請理由	終結状況		備考
			年月日	内容	
平成29年（資審）第1号	29. 4. 28	不当労働行為 救済申立	29. 12. 25	適合	
平成29年（資審）第2号	29. 4. 28	不当労働行為 救済申立	29. 12. 25	適合	
平成29年（資審）第3号	29. 9. 28	不当労働行為 救済申立	—	係属中	
平成30年（資審）第1号	30. 2. 21	不当労働行為 救済申立	—	係属中	

第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく認定・告示

1 概要

平成29年度に係属した地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定・告示はなかった。

第7節 労働争議の調整等

1 調整事件

(1) 概要

平成29年度に取り扱った調整事件は、新規係属のあっせん事件が2件、繰越事件が1件であり、終結状況は、解決が1件、打切が2件であった(第1表)。

このうち、新規係属事件の調整事項は、いずれも「団交促進」や「解雇」などの非経済的事項であった(第2表)。

業種別では、「卸売・小売業」、「不動産業」が各1件であった(第3表)。

組合規模別では、組合員数「50～99人」が2件であり、企業規模別では、従業員数「30人未満」が1件、「300人以上」が1件であった(第4表)。

申請者別では、全て労働者(労働組合)側からの申請であった(第5表)。

平均所要日数は59.7日で(第6表)、解決率は33%であった(第7表)。

第1表 調整事件取扱件数

(単位：件)

区分 年度	取扱総数			あっせん									調停			仲裁		
				件数			取扱結果						件数			件数		
	繰 越	新 規	計	繰 越	新 規	小 計	不 開 始	移 管	取 下	解 決	打 切	繰 越	繰 越	新 規	小 計	繰 越	新 規	小 計
25																		
26		1	1		1	1					1							
27	1	4	5	1	4	5				3	2							
28		3	3		3	3				2		1						
29	1	2	3	1	2	3				1	2							
計	2	10	12	2	10	12				6	4	2						

第2表 年度別調整事項件数（新規）

（単位：件）

調整事項 年度	経 済 的 事 項				非 経 済 的 事 項					計
	賃上げ	一時金	その他 賃 金	その他	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	配転・ 出向	その他	
25										
26			2	1	1				1	5
27		1	2				1	2	1	7
28			1	1	1		2		1	6
29					1		1		3	5
計		1	5	2	3		4	2	6	23

（注）調整事項が複数にわたるものがあるため、事件数とは一致しない。

第3表 業種別件数（新規）

（単位：件）

業種 年度	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	医 療 ・ 福 祉 業	教 育 ・ 学 習 支 援 業	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計	
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	そ の 他											
25																							
26															1								1
27															2	2							4
28						1					1								1				3
29												1	1										2
計						1					1	1	1		3	2			1				10

第4表 組合員及び企業規模別件数（新規）

（単位：件）

年 度	規模 区分	30人未満	30～49人	50～99人	100～199人	200～299人	300人以上	計
		25	組合員					
	従業員							
26	組合員				1			1
	従業員				1			1
27	組合員			3	1			4
	従業員	3		1				4
28	組合員	1		1	1			3
	従業員	3						3
29	組合員			2				2
	従業員	1					1	2
計	組合員	1		6	3			10
	従業員	7		1	1		1	10

第5表 申請者別件数（新規）（単位：件）

年度 区分	使用者	労働者	双方
	25		
26		1	
27		4	
28		3	
29		2	
計	0	10	0

第6表 平均所要日数（単位：日）

年度 区分	あっせん	調 停
	25	—
26	—	
27	102.0	
28	78.5	
29	59.7	

（注）所要日数は、申請日から終結までの日数である。

（不開始及び取り下げは除く。
繰越事件は、翌年度に計上する。）

第7表 解決率（単位：%）

年度 区分	あっせん	調 停
	25	—
26	—	
27	60	
28	100	
29	33	

（注）

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打切件数}} \times 100$$

（繰越事件は、翌年度に計上する。）

(2) 調整事件一覧表

調 整		事 件 名 (業 種)	申 請 者	申 請 年月日	調 整 事 項	調 整 員 指 名 年月日	終 結 年月日	所 要 日 数	終 結 区 分
番 号	区 分								
29-1	あっ せん	平成29年 (調)第1号 事件 (運輸業)	労働 組合	29. 3.10	1 誠実な団体交渉	29. 3.27	29. 4.11	33日	打切
29-2	あっ せん	平成29年 (調)第2号 事件 (卸売・小売業)	労働 組合	29. 9.4	1 パワハラに係る 損害賠償 2 謝罪文の掲示	29. 9.21	29. 12.11	99日	解決
29-3	あっ せん	平成29年 (調)第3号 事件 (不動産業)	労働 組合	29. 12.25	1 解雇に係る損害 賠償 2 パワハラに対す る慰謝料 3 団体交渉の応諾	30. 1.9	30. 2.9	47日	打切

※事件番号は、暦年で付している。

平成29年（調）第1号あっせん事件

申請 平成29年 3月10日(労働者)
終結 平成29年 4月11日(打切)

1 当事者の概要

- (1) 労働者側 X労働組合
(2) 使用者側 Y会社（運輸業）

2 調整事項

誠実な団体交渉

3 調整員（あっせん員）

【公益】湊 貴美男、山本 隆弘 【労働者】平泉 哲也 【使用者】高野 力

4 調整開始に至るまでの経緯

組合は、労働条件の改善等を求めるため会社側に要求書を提出し、団体交渉を申し入れた。以降4回に渡り要求書を提出し、3回団体交渉が行われたが、いずれも会社側が一方的に席を立つ形で終了し、交渉に進展はなかった。その後、会社側が、組合との話し合いには応じないと回答したことから、労働者側があっせんで申請した。

5 調整開始から終結に至るまでの経緯

平成29年 3月10日 労働者側からのあっせん申請、事務局職員による事前調査
3月27日 あっせん員指名
3月28日 あっせん員協議
4月 7日 使用者側あっせん員によるあっせん参加に向けた使用者側説得
4月11日 打切りで終結

【労働者側主張】

- ・ 社長は、「俺のやり方が嫌なら辞めてもいい」と言うが、このような発言はパワハラであり、不当労働行為である。
- ・ これまで3回団体交渉を行ったが、社長は一方的な回答に終始し、実質的な交渉ができていないため、誠実な対応を求める。

【使用者側主張】

- ・ 労働条件について、従業員に聞いても文句はないと言っており、労働争議があるという認識はない。話があれば従業員から直接聞くため、あっせんに参加するつもりはない。

使用者側あっせん員が、使用者側に対し、あっせんへの参加を促したが、参加するつもりはないとの明確な意思表示があったことから、あっせん員は、使用者側があっせんに応じる見込みはないと判断し、あっせんに打ち切った。

平成29年（調）第2号あっせん事件

申請 平成29年 9月 4日(労働者)

終結 平成29年12月11日(解決)

1 当事者の概要

- (1) 労働者側 X労働組合
- (2) 使用者側 Y会社（卸売・小売業）

2 調整事項

- (1) パワハラで受けた精神的苦痛及び経済的損失に対する損害賠償の支払い
- (2) 組合員の人格や尊厳を害したことに對する謝罪及び謝罪文の掲示

3 調整員(あっせん員)

【公益】湊 貴美男 【労働者】平泉 哲也 【使用者】脇 正雄

4 調整開始に至るまでの経緯

パート社員であった労働者は、上司や同僚からのパワハラや嫌がらせにより精神的苦痛を受けたとして、平成28年10月に退職した。その後、様々な相談機関に相談したが進展せず、平成29年7月に申請者である組合の存在を知り、加入した。同年8月に団体交渉が行われたが、妥結に至らず、労働者側があっせんを申請した。

5 調整開始から終結に至るまでの経緯

平成29年	9月	4日	労働者側からのあっせん申請、事務局職員による事前調査
	9月	12日	事務局職員による使用者側事前調査
	9月	21日	あっせん員指名
	11月	6日	第1回あっせん
	11月	29日	第2回あっせん
	12月	11日	第3回あっせん
	同	日	解決で終結

【労働者側主張】

- ・ 組合員は、一方的な配置転換を命じられ、不自然な形で部署を異動させられた。また、一人孤立して仕事をするようなシフトを組まれるなど、上司や同僚からパワハラや嫌がらせを受け、精神的苦痛から退職に追い込まれた。
- ・ パワハラで受けた精神的苦痛及び経済的損失に対する損害賠償の支払いに加え、組合員の人格や尊厳を害したことを謝罪し、謝罪文を掲示することを求める。

【使用者側主張】

- ・ 同僚から、組合員の言葉遣いが怖く、このままの状況が続くならば退職したいという申し出があったため、配置転換を行い同僚と会わせないように配慮することで、組合員と同僚の雇用を維持しながら、業務を円滑に進めようとしたものである。
- ・ 配置転換に関する問題であり、パワハラの問題とは認識していなかった。特に職場におけるトラブルの報告もなく、パワハラはなかったと考えている。

【あっせんの概要】

あっせん員が、労使双方の主張等を聴取したところ、使用者側から、早期解決に向けて解決金の支払いに応じるとの申し出があり、労働者側もこれに合意した。しかし、従業員への周知方法及び第三者への口外禁止の条件に関し、双方の主張に隔たりがあったことから、あっせん員は、労使双方に対し、それぞれの主張の問題点を指摘し、具体的な解決条件の再検討を求めた。

あっせん員が、労使双方の検討結果を踏まえて調整を図り、解決金を支払うこと、紛争が生じたことについて遺憾の意を表する従業員向けの部内通知を回覧すること、紛争当事者が推測される内容を口外しないこと等を内容とするあっせん案を提示したところ、双方がこれを受諾し、本事件は終結した。

平成29年（調）第3号あっせん事件

申請 平成29年12月25日(労働者)

終結 平成30年 2月 9日(打切)

1 当事者の概要

- (1) 労働者側 X労働組合
- (2) 使用者側 Y会社（不動産業）

2 調整事項

- (1) 違法解雇に対する損害賠償
- (2) 不適切な言動、パワハラに対する慰謝料
- (3) 団体交渉に応じること

3 調整員(あっせん員)

【公益】山本 隆弘 【労働者】堀内 敏子 【使用者】吉田 和枝

4 調整開始に至るまでの経緯

平成29年4月から正社員として採用された組合員は、同年7月に会社から解雇を通告された。組合員は、未払いとなった賃金と解雇予告手当について労働基準監督署に申告し、未払い賃金は支払われたものの、解雇予告手当が支払われなかったことから、同年12月に申請者である組合に加入した。組合は、組合員が社長から受けた不適切な言動や本件解雇に関し団体交渉を申し入れたが、会社がこれを拒否したことから、自主交渉による解決は困難と判断し、あっせんを申請した。

5 調整開始から終結に至るまでの経緯

平成29年12月25日 労働者側からのあっせん申請、事務局職員による事前調査
平成30年 1月 9日 あっせん員指名
1月23日 あっせん員協議
1月24日 使用者側あっせん員によるあっせん参加に向けた使用者側説得
2月 8日 使用者側あっせん員によるあっせん参加に向けた使用者側説得
2月 9日 打切りで終結

【労働者側主張】

- ・ 本件解雇は、具体的な理由もなく突然になされたものであり、違法である。
- ・ 社長の不適切な言動やパワハラにより、組合員は恐怖感を覚えた。
- ・ 正当な理由なく団体交渉を拒否することは、不当労働行為である。

【使用者側主張】

- ・ 組合員が一方的に辞めると言って、自ら離職に係る書類を作成したものである。
- ・ あっせんに応じるつもりはないため、事前調査の必要もない。

使用者側のあっせん員が、使用者側に対し、あっせんへの参加を促したが、参加するつもりはないとの意思は変わらなかったことから、あっせん員は、使用者側があっせんに応じる見込みはないと判断し、あっせんを打ち切った。

2 公益事業の争議行為予告及び実情調査

(1) 公益事業の争議行為予告

平成29年度の労調法第37条の規定に基づく争議行為予告件数は、中労委受付分59件、当労委受付分5件の合計64件であった。

これを業種別にみると、道路貨物及び航空運輸など運輸事業が48件（75.0%）と最も多く、次いで多いのが、医療又は公衆衛生事業の12件（18.8%）であった（第1表）。

争議事項別にみると、賃上げ、一時金などの経済的事項を要求内容とするものが42件（65.6%）、解雇や職場環境などの非経済的事項が22件（34.4%）であった（第2表）。

(2) 実情調査

平成29年度に実施した、公益事業に係る実情調査件数は、40件であった。

これを業種別にみると、運輸事業が25件（62.5%）、医療又は公衆衛生事業が12件（30.0%）、その他が3件（7.5%）であった。

また、争議事項別にみると、賃上げ、一時金などの経済的事項に係るものが34件（85.0%）、解雇など非経済的事項に係るものが6件（15.0%）であった（第3表）。

なお、実際に争議行為を実施したのは2組合であったが、いずれも小規模なものであったため、県民生活への影響はほとんどなかった。

3 公益事業以外の労働争議の実情調査

平成29年度に実施した公益事業以外の労働争議に係る実情調査件数は6件であった。

これらは、秋田市内のハイ・タク業6社の賃上げ等に係る労働争議について調査したものである（第4表）。

第1表 業種別争議行為予告件数

(単位:件)

業種 受付労委	予 告 件 数	運 輸 事 業						郵 電 便 気 又 通 は 信 事 業	水道、電気又は ガス供給事業			医療又は 公衆衛生事業	
		鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 事 衆 衛 生 業
中 労 委	59	4	4	16	22	2	48	3		1		7	
秋 労 委	5											5	
計	64	4	4	16	22	2	48	3		1		12	

第2表 争議事項別争議行為予告件数

(単位:件)

争議事項 受付労委	予 告 件 数	経 済 的 事 項							非 経 済 的 事 項				
		賃 上 げ	夏 季 一 時 金	年 末 一 時 金	年 間 一 時 金	そ の 他 賃 金	そ の 他	小 計	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	そ の 他	小 計
中 労 委	59	22	4	10	1			37		1	2	19	22
秋 労 委	5	2		1	2			5					
計	64	24	4	11	3			42		1	2	19	22

第3表 争議行為予告に係る実情調査件数（公益事業関連）

（単位：件）

業種	業種	運 輸 事 業						郵電 便気 又通 は信 事 業	水道、電気又は ガス供給事業			医療又は 公衆衛生事業		計
		鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 事 衆 衛 生 業	
経済的 事項	賃上げ	3	2	6		1	12	2		1		4(2)		19(2)
	夏季一時金			4			4							4
	年末一時金			6			6					2(1)		8(1)
	年間一時金											3(2)		3(2)
	その他賃金													
	その他													
	計	3	2	16		1	22	2		1		9(5)		34(5)
非 経 済 的 事 項	団交促進													
	労働協約													
	解雇													
	配転・出向													
	その他	1	2				3					3		6
	計	1	2				3					3		6
合 計	4	4	16		1	25	2		1		12(5)		40(5)	

（注）予告件数64件のうち23件（航空運輸業22件、電気通信事業1件）は、秋田県内に執行機関がない組合に係るものであり、また、1件（その他運輸事業）は、同一組合に係る上部団体からの予告通知であったことから、計24件の実情調査は行っていない。

なお、（ ）は、当労委の受付分（内数）である。

第4表 公益事業以外の労働争議の実情調査件数

事 業	件 数	要求事項	争 議 行 為 の 形 態
道路旅客運送業 （ハイ・タク業）	全自交秋田地連加盟 秋田市内タクシー 労働組合 6件	賃上げ	

4 労調法第37条に基づく公益事業に係る争議行為の予告状況一覧表

第1表 業種別予告件数

(単位：件)

年度	業種別 受付労委	予 告 件 数	運輸事業						郵便 又は 電気 通信 事業	水道、電気又は ガス供給事業			医療又は公 衆衛生事業	
			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 衆 衛 生 事 業
25	中労委	56	4	4	19	17	1	45	3				8	
	秋労委	5											5	
	計	61	4	4	19	17	1	45	3				13	
26	中労委	66	4	4	21	21	2	52	3		1		10	
	秋労委	5											5	
	計	71	4	4	21	21	2	52	3		1		15	
27	中労委	72	4	4	18	32	2	60	3		1		8	
	秋労委	5											5	
	計	77	4	4	18	32	2	60	3		1		13	
28	中労委	64	4	4	16	26	2	52	3		1		8	
	秋労委	5											5	
	計	69	4	4	16	26	2	52	3		1		13	
29	中労委	59	4	4	16	22	2	48	3		1		7	
	秋労委	5											5	
	計	64	4	4	16	22	2	48	3		1		12	
計	中労委	317	20	20	90	118	9	257	15		4		41	
	秋労委	25											25	
	計	342	20	20	90	118	9	257	15		4		66	

第2表 争議事項別予告件数

(単位：件)

年度	争議事項 受付労委	予告件数	経済的事項						非経済的事項					
			賃上げ	夏季一時金	年末一時金	年間一時金	その他賃金	その他	小計	団交促進	労働協約	解雇	その他	小計
25	中労委	56	20	6	14	1	6		47				9	9
	秋労委	5	2		2	1			5					
	計	61	22	6	16	2	6		52				9	9
26	中労委	66	26	7	9		5		47			8	11	19
	秋労委	5	2		1	2			5					
	計	71	28	7	10	2	5		52			8	11	19
27	中労委	72	29	1	6	12	3		51			11	10	21
	秋労委	5	2		1	2			5					
	計	77	31	1	7	14	3		56			11	10	21
28	中労委	64	24	7	11	1			43		3	1	17	21
	秋労委	5	2		1	2			5					
	計	69	26	7	12	3			48		3	1	17	21
29	中労委	59	22	4	10	1			37		1	2	19	22
	秋労委	5	2		1	2			5					
	計	64	24	4	11	3			42		1	2	19	22
計	中労委	317	121	25	50	15	14		225		4	22	66	92
	秋労委	25	10		6	9			25					
	計	342	131	25	56	24	14		250		4	22	66	92

第8節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概要

平成29年度に取り扱った個別労働関係紛争のあっせん事件は、新規係属事件が2件であり、終結状況は、解決、打切が各1件であった（第1表）。

紛争内容別では、「経営又は人事」、「職場の人間関係」に関する事項が各1件であった（第2表）。

業種別では、「教育・学習支援業」、「サービス業」が各1件であった（第3表）。

企業規模別では、従業員数「50～99人」が1件、「300人以上」が1件であった（第4表）。

申請者別では、全て労働者側からの申請であった（第5表）。

平均所要日数は34.0日で（第6表）、解決率は50%であった（第7表）。

第1表 個別労働関係紛争のあっせん事件取扱件数 (単位：件)

区分 年度	件数			内訳				
	繰越	新規	計	解決	打切	取下	不開始	繰越
20	1	7	8	5			1	2
21	2	22	24	9	11		3	1
22	1	13	14	6	4	1	3	
23		13	13	3	7(4)	1	2	
24		2	2	1	1(1)			
25		6	6	2	4(2)			
26		5	5	2	2(1)	1		
27		3	3	1	1(1)			1
28	1	6	7		7(4)			
29		2	2	1	1(1)			
計	5	79	84	30	38(14)	3	9	4

(注) ()は、被申請者があっせんに参加しなかった件数(内数)

第2表 個別労働関係紛争のあつせん事件の紛争内容別件数（新規）（単位：件）

紛争内容		年 度					計
		2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	
経営又は人事		1	2	1	3	1	8
ア	解雇	1	1	1	3		6
イ	配置転換、出向・転籍						
ウ	復職						
エ	懲戒処分		1				1
オ	退職						
カ	勤務延長、再雇用						
キ	その他経営又は人事					1	1
賃金等		4	1				5
ク	賃金未払い						
ケ	賃金増額						
コ	賃金減額	1					1
サ	一時金	1					1
シ	退職一時金	2					2
ス	解雇手当		1				1
セ	休業手当						
ソ	諸手当						
タ	その他賃金						
チ	年金（企業年金・厚生年金等）						
労働条件等				1	1		2
ツ	労働契約			1			1
テ	労働時間						
ト	休日・休暇						
ナ	年次有給休暇						
ニ	育児休業・介護休業						
ヌ	時間外労働						
ネ	安全・衛生						
ノ	福利厚生制度						
ハ	社会保険						
ヒ	労働保険				1		1
フ	その他の労働条件等						
職場の人間関係		3	4	2	3	1	13
ヘ	セクハラ						
ホ	パワハラ・嫌がらせ	3	4	2	3	1	13
その他							
マ	その他						
計		8	7	4	7	2	28

(注) 紛争内容が複数にわたる場合、該当する項目にそれぞれ計上するため、事件数とは一致しない。

第3表 業種別件数（新規）

（単位：件）

業種 年度	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	医 療 ・ 福 祉 業	教 育 ・ 学 習 支 援 業	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客 物 運 送 業	道 路 貨 物 運 送 業	そ の 他										
25			1									3	1			1						6
26							1					1				1		2				5
27	1			1														1				3
28			2									2						2				6
29																1		1				2
計	1		3	1			1					6	1			3		6				22

第4表 企業規模別件数（新規）

（単位：件）

区分 年度	区分						計
	30人未満	30～49人	50～99人	100～199人	200～299人	300人以上	
25	2					4	6
26	2	1	1		1		5
27	2				1		3
28	2	1				3	6
29			1			1	2
計	8	2	2	1	1	8	22

第5表 申請者別件数（新規）

（単位：件）

区分 年度	区分		
	使用者	労働者	双 方
25		6	
26		5	
27		3	
28		6	
29		2	
計		22	

第6表 平均所要日数 (単位: 日)

年度	所要日数
25	44.0
26	33.5
27	33.0
28	41.3
29	34.0

(注)所要日数は、申請日から終結までの日数である。
 (不開始及び取下げは除く。
 繰越事件は、翌年度に計上する。)

第7表 解決率 (単位: %)

年度	解決率
25	33
26	50
27	50
28	0
29	50

(注)
$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打切件数}} \times 100$$

(繰越事件は、翌年度に計上する。)

2 個別労働関係紛争のあっせん事件一覧表

事 件 番 号	業 種	申請者 (人数)	申 請 年月日	あっせん事項	あっせん員 指名年月日 あっせん員
29- 2	教育・ 学習支援業	労働者 (1名)	29. 4. 27	経済的損失と精神的苦 痛に対する損害賠償	29. 4. 28 (公)泉 田 (労)堀 内 (使)吉 田
29- 3	サービス業	労働者 (1名)	29. 8. 17	経済的損失と精神的苦 痛に対する損害賠償	29. 8. 23 (公)古 谷 (労)澤 田 (使)吉 田

(注)・事件番号は、暦年で付している。

- ・「不開始」及び「取下」で終結した事件については、所要日数を算定していない。
- ・あっせんを行った事件については、あっせん回数とあっせん日を記載している。

労働者側の主張	使用者側の主張	終結年月日 終結区分	所 要 日 数
<ul style="list-style-type: none"> 新たな業務を断ったところ、担当していた全ての業務から外された。 会社が意図的に業務から外した可能性もあり、損害を補償してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社に非はなく、賠償金を支払うつもりはないので、あっせんには参加しない。 	29. 5. 23 打 切 (不参加)	27日
<ul style="list-style-type: none"> 派遣社員として就労を開始したが、短期間に3回も部署異動を命じられるなど、理不尽な嫌がらせ等により体調を崩し、一方的に解雇された。 会社に対し、嫌がらせやパワハラを訴えたが自分の主張は無視され、謝罪もなく、不誠実な回答しか得られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者とは雇用関係がなく、契約更新や業務の変更等については、派遣元と申請者の間で合意ができていたと考えている。 申請者が主張するパワハラ等については、事実関係が確認できなかったことから、請求には応じられない。 	29. 9. 26 解 決 あっせん ①29. 9. 26	41日

第9節 労働委員会活性化に向けた取組

人口減少・少子高齢化の進行、非正規雇用労働者の増加、グローバル化による競争激化など、労働を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中で、労使紛争の未然防止や早期、円満な解決のために、労働委員会がその機能を発揮し、使命を十分に果たしていけるよう、認知度を高めるなどの労働委員会活性化に向けた取組を行った。

1 「個別労働紛争処理制度周知月間」における広報・周知

10月を周知月間として、全国の労働委員会が制度の周知、広報を重点的に行っている。当労働委員会でも、次の活動を行った。

(1) 街頭宣伝活動

平成29年10月4日に、JR秋田駅前において、委員、事務局職員が街頭宣伝活動を行い、チラシ、ポケットティッシュを配布した。

(2) 県政広報紙・ラジオを活用した利用呼びかけ

FM秋田「秋田県からのお知らせ」や「あきた県広報」で利用を呼びかけた。

(3) 各市町村広報紙への掲載

(4) 労委ホームページによる周知月間中の取組の告知

2 年間を通じた広報・周知

(1) 外部の研修会等での広報・周知

「労働契約等解説セミナー」（年3回）において周知を行った。

(2) 関係機関への訪問

労働組合連合会（連合、労連）を訪問し、周知、情報交換を行った。

(3) 求人情報誌及びフリーペーパーへの掲載

- ・ 月刊求人情報誌に毎号、広告を掲載した。
- ・ 求人情報フリーペーパー（月2回発行）に随時、広告を掲載した。

(4) 新聞紙上での広報

地元紙の「困ったときの相談窓口」欄（月1回程度）に、業務内容・連絡先を掲載した。

(5) あきた県民手帳への掲載

あきた県民手帳の「県民相談窓口」欄に、連絡先を掲載した。

3 研修会の開催

定例総会に合わせた委員研修会

- ・ 会議議題等の検討・意見交換
- ・ 講演会の開催

期 日 平成29年10月24日

演 題 「最近の雇用労働を取り巻く情勢について」

講 師 一般財団法人 秋田経済研究所 専務理事所長 松渕 秀和 氏

【表】

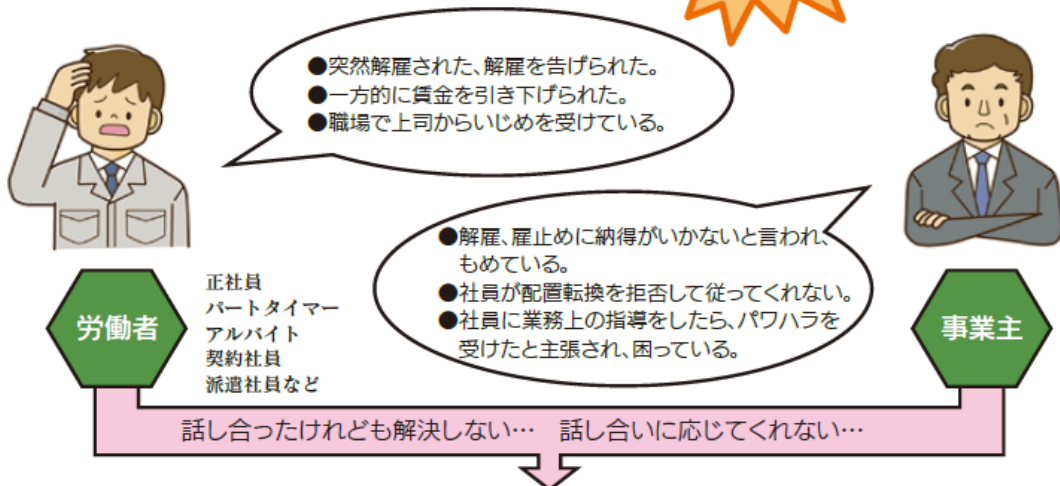
労使間のトラブルでお悩みの 労働者、事業主のみなさまへ

～「個別労働関係紛争あっせん」をご利用ください～



秋田県労働委員会では、労働者個人と事業主との間で発生した解雇や労働条件をめぐるトラブル(個別労働関係紛争)が双方の話し合いにより解決されるよう支援(あっせん)をしています。

◆たとえば、こんなことでお困りではありませんか？



◆このようなトラブルの解決には 「個別労働関係紛争あっせん」が便利です！

あっせんでは、当委員会の公益委員(弁護士等)・労働者委員(労働組合役員等)・使用者委員(会社経営者等)各1名ずつのあっせん員が、労働者と事業主の双方から主張をお聞きし、専門の立場から助言等を行い歩み寄りを勧め、あっせん案(解決案)を提示して解決を図ります。

労働者・事業主
のどちらからでも
申請OK



利用無料
非公開・秘密厳守

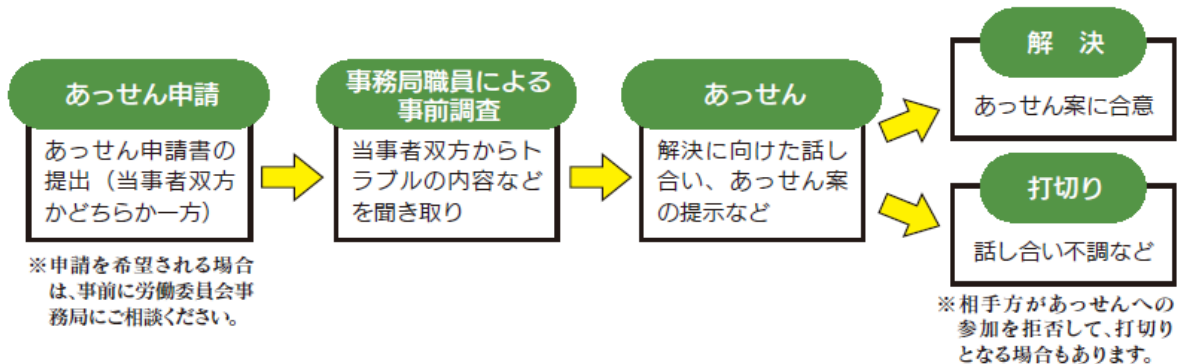
公・労・使のあっせん員3名が円満な解決に向けてお手伝いします。

※労使間のものでない争い、裁判所など他の機関で解決済みや係争中の労使紛争などは取り扱いません。



【裏】

あっせんのおおまかな流れ



あっせんの事例(解決例)

■解雇■

Aさんは、会社で受付事務を担当していましたが、社長から突然解雇予告を受けました。解雇理由は、日頃の勤務態度、遅刻、配置転換の拒否などでした。Aさんは、これらの解雇理由は事実ではない部分があり納得できないとして、あっせんに申請しました。

→ あっせんの結果、Aさんが解雇を受け入れる一方、会社がAさんに解決金を支払うことで解決しました。

■職場でのいじめ■

Bさんは、上司からささいな仕事上のミスを大声でどなられるなどのいじめを受けた結果、精神的なダメージが蓄積し、医師から自宅療養を要すると診断されるほどの状況になり、やむを得ず退職しました。そこで、会社に経済的、精神的損害の補償を要求してあっせんに申請しました。

→ あっせんの結果、会社は上司の言動に対する対応の悪さや管理不足を認め、Bさんに解決金を支払うことで解決しました。

※これらの事例と同様のトラブルであっせんを行った場合でも、その結果が事例と同じになるとは限りません。

至 男鹿市・能代市



お問い合わせ、あっせん申請のご相談はこちらまでどうぞ

秋田県労働委員会事務局
審査調整課 調整班

秋田市山王四丁目1番2号
秋田地方総合庁舎4階
TEL:018-860-3284
FAX:018-860-3286



秋田県労委

検索

秋 田 県 労 働 委 員 会 年 報

平 成 2 9 年 度

平成30年5月発行

秋田県労働委員会事務局

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎4階

電話 018(860)3282 (審査班) 3284 (調整班)

FAX 018(860)3286

E-mail akiroi@pref.akita.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.akita.lg.jp/akiroi/>

※この年報に掲載したデータは、断りのない限り平成29年度末現在のものである。